賛同のお願い

陸自幹部の靖国・宮古神社の集団参拝に抗議する 宗教者・市民共同声明

去る1月10日、陸上自衛隊宮古島駐屯地の警備隊長をはじめ約20人の自衛隊員が宮古島市平良西里に所在する宮古神社に、制服を着用し、公用車を用いて参拝したことに、わたしたち宗教者・市民は強く抗議いたします。また、その前日の1月9日、東京でも、陸上幕僚副長が、陸上自衛隊の航空事故調査委員会に所属する自衛隊員、事務官ら数十人と共に、年始の「航空安全祈願」と名をうって、やはり公用車を使用して靖国神社を参拝したことについても、断固抗議いたします。

上記の二つの自衛隊幹部による暴挙は、計画的な連動性も疑われ、明らかに「防衛省事務次官通達」(1974年11月19日)に違反します。その事務次官通達には、「1 殉職隊員の合祀について殉職隊員の慰霊のため神社への合祀に関し、部隊の長等が公人として奉斉申請者となることは、厳に慎むべき..... 部隊等がこれらの団体に合祀を推進するよう働きかけたり、宗教団体とこれら団体との連絡や合祀に必要な事務を代行することも宗教的活動に関与したことになるので注意しなければならない」また、「3..... 神祠、仏堂、その他宗教上の礼拝所に対して部隊参拝すること及び隊員に参加を強制することは厳に慎むべき」と記されています。この度の自衛隊員による靖国神社と宮古神社参拝の行動は、この事務次官通達に抵触し、自衛隊に対する文民統制(シビリアン・コントロール)の原理を破壊するもので、わが国の平和憲法の保障する民主主義に対する破壊的行為とみなさざるを得ません。

さらに、これらの自衛隊幹部による行動は、憲法第20条、89条に謳われる「政教分離」の原則を破るものです。 わが国の憲法における「政教分離」原則は、憲法第9条と深くつながり、国家神道体制のもとで戦争を宗教的正 当化しながら日本国民とアジアの人々に測り知れない犠牲をもたらした、先の戦争に対する深い悔いと反省の精 神に根差したものです。その考え方は、1995年8月の村山談話において「わが国は、遠くない過去の一時期、国 策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけア ジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に誤ち無からしめんとするが故に、疑うべ くもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ち を表明いたします。」と表明されています。

制服着用と公用車の使用を伴う連日の神社参拝を「私人」による参拝と説明することは、明らかに詭弁であり、日本国憲法を著しく毀損するものです。

「有事」がプロパガンダによって煽られ、大軍拡路線が進められ、沖縄辺野古では新基地建設代執行が強行され、もはや「新しい戦前」とも呼べる事態となった今日の日本において、私たちは、この度の自衛隊幹部神社集団参拝に、さらなる戦争準備への軍靴の足音を感じずにはいられません。

木原稔防衛大臣には、この度の自衛隊幹部の靖国神社と宮古神社への参拝について、その事実関係を調査し、両者の関係性を糾明し、その責任の所在を国会の席で明らかにすることを求めます。

心をひとつに

- 1. 自衛隊は文民統制を壊してはなりません。
- 1. 自衛隊は憲法の平和主義を遵守しなければなりません。
- 1. 自衛隊は能登半島大地震救援に専念すべきです。

以上呼びかけ、共同声明といたします。

2024年2月14日

(期限は設けていません)

氏	名	所属団体等(空欄でも可)	都道府県名

送付先 平和をつくり出す宗教者ネット事務局 東京都渋谷区神泉町8-7 日本山妙法寺内 090-1853-1446 (武田) FAX 03-3461-9367